

○地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見照会取りまとめ結果（県内関係団体）

県内関係団体名	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
公益社団法人 日本水道協会山梨県支部	<p>山梨県の上水道事業については、行政区域内総人口 822, 651 人に対し、給水人口は 719, 320 人（87.4%）を占めています。水源については、地下水が 73.7%（272 箇所）を占めており、その他 19.8%（73 箇所）、地表水 6.5%（24 箇所）の順となっています。水源別の年間取水量については、地下水が 41.6%（55,196 千m^3）を占めており、地表水 40.9%（54,388 千m^3）、その他 17.5%（23,220 千m^3）の順となっています。</p> <p style="text-align: center;">〔出典 令和元年度版山梨県の水道〕</p> <p>水源別の地下水の年間取水量の割合は、全国平均 22.6%に比べ、山梨県の上水道事業では 41.6%を占めています。</p> <p>地方公共団体の経営する水道事業は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進するように運営されなければならないと、また、その運営経費については、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。全国的に、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面し、厳しい経営環境に置かれており、近い将来には水道料金の値上げを検討せざるを得ない段階にあります。ここへさらに新税の導入となると、その分を水道料金に反映することとなり、利用者への負担が増すこととなります。</p> <p>また、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくため、総務省は経営基盤や組織体制の強化に向け、各都道府県に「水道広域化推進プラン」を 2022 年度末までに策定するよう要請しています。</p> <p>このような状況の中、地下水の採水行為を課税対象とすべきではないと考えます。</p>	意見なし

県内関係団体名	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
山梨県簡易水道協会	<p>●自治体が運営する簡易水道関係事業は、その目的を「営利目的」でなく「住民の福祉増進」としている。近年の経営状況から、公営企業としては水道料金の値上げを検討せざるを得ない段階にあり、ここへさらに新税導入となればその分を使用料に反映することとなり利用者への負担が増すこととなる。値上げ、新税ともに理解が得ることが困難となってしまうためこの案には賛同しかねる。</p> <p>●地下水をもってペットボトル飲料水を製造する場合も営利目的が主でなく、あくまで災害用備蓄飲料を主としている市町村が多い。販売価格が低いため、少額であっても消費税プラス新税では備蓄促進に大きな足かせとなるため、この案には賛同しかねる。</p>	<p>●貴重な地下資源に対して行われる営利事業に対する課税という観点については、案Aよりも望ましいと考える。</p> <p>ただし、簡易水道事業は脆弱な経営基盤に加え、老朽管の更新等経費の増嵩の中で、利用者に安全で、良質低廉な水を供給する責務を有しており、簡易水道事業者が納税義務者となる場合は、免税点や税率等の検討を行うにあたっては課税がなされないよう特段の配慮をお願いしたい。</p>
一般社団法人 山梨県食品衛生協会	<p>当協会は、食品事業者等の自主的衛生管理の推進及び食品衛生の普及啓発を図ることが主事業となります。また、食品衛生法に基づく許可事業者が主な会員となっており、会員においては、地下水（井戸水）の利用状況が多種多様にわたっていることから、意見集約が困難であることが現状です。</p> <p>以上の理由から、当協会としての統一した意見をお示しすることが出来ません。</p>	<p>製造許可事業者については、業種により各々の協議会・組合等があると思われますので、そのご意見を尊重いたします。</p>
山梨県ミネラルウォーター協議会	<p>当協議会はミネラルウォーター製造の品質技術向上を目的とした協議会であり、山梨県の育水イベントやPRイベントへの参加・協賛、および会員企業による勉強会見学会を行うなどの活動を実施しております。</p> <p>また、我々は県の業界を代表するものではなく、協議会として税に関するコメントは一切の場で差し控えたいと考えております。</p> <p>斯様な当協議会の活動主旨につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>ただし、世界の循環資源である地下水に当県だけが課税をするということに関しては、多くの会員企業が違和感を感じており、会員</p>	<p>当協議会はミネラルウォーター製造の品質技術向上を目的とした協議会であり、山梨県の育水イベントやPRイベントへの参加・協賛、および会員企業による勉強会見学会を行うなどの活動を実施しております。</p> <p>また、我々は県の業界を代表するものではなく、協議会として税に関するコメントは一切の場で差し控えたいと考えております。</p> <p>斯様な当協議会の活動主旨につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>当協議会は山梨県の要請で設立し、県との協力関係の中で水源涵養や山梨の水イメージの構築に取り組んできた中で、このような課</p>

県内関係団体名	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
	<p>企業の県外移転や投資の抑制、それに伴う雇用機会の損失等、産業の健全な発展を阻害することを懸念しております。</p>	<p>税が行われることに違和感を感じております。</p> <p>加えて各企業が過去から研鑽してきた様々な製造技術や品質管理、更にはマーケティング活動や水源涵養活動なども含め、ブランドを支えるために取り組んできた活動が客観的に評価されていないことを遺憾に感じる企業もあり、今後、こうした企業活動が課税によって抑制された場合、山梨県のブランドイメージ低下に繋がることを懸念しております。</p>
<p>一般社団法人 山梨県機械電子工業会</p>	<p>当工業会としては、以下の理由により案 A に反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平感から言えば、地下水を利用するすべての事業者から税を徴収することが原則となるが、工業系の事業者だけでなく農業系の事業者なども対象とすべきであり、製造業や農業など山梨県の主要産業に生ずる影響は大きく、産業振興策と相いれないのではないかと懸念される。案 A での税制導入には反対。 ・当社でも検討会でも意見があった通り、地下水は天然資源として、また近年では水資源枯渇リスクとして保護・管理対象として、使用量削減や県条例の制限に沿った利用を行っている。当社では地下水は主に設備冷却、トイレ洗浄などに利用しており、地下水で直接利益を得ていないため課税の主旨からもあってないと思われる。また課税によるコスト競争力低下も懸念される。さらに会議資料からは、対象企業の特定、採水量測定など不明確な点が多々あり、公平さに不安がある。採水行為だけで課税するのは現実的に無理があるため、案 A は反対。 ・弊社では、地下水を製造工程で冷却に使用している。採取した水は、ろ過循環し再利用して蒸発分のみを補充し水資源の保全に努めている。従って、水の冷却機能を使用しているが水そのものを出荷しているわけではない。また、課税が本県のみで他県が課税しないとコスト競争力が低下し著しく不利となり、本県産業の振興に多大な影響を及ぼす。従って、案 A は、反対である。 	<p>案 B に関しては、工業会会員が直接かかわるものでないので、導入諾否のコメント・意見は差し控えます。</p>

県内関係団体名	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業会の会員の地下水利用は、工業製品を製作する過程等で使用されるものであって、山梨県が言う、山梨ブランド地下水を前面に出して販促し利益を得ているわけではない。つまり、工業会会員の地下水利用は、単純に地下水の使用であって、山梨地下水のブランド力の有無はあまり関係がない。従って、第6回委員会でのコメント、「富（価値）に対して課税をするべきであって、採水行為だけでは富（価値）が見えないので、課税するのは相当に難しいのではないか」に賛同する。 ・ 利用目的は異なれど、採水するという行為は同じく行われることから採水行為に対し課税すべきと考えました。しかしながら、洗浄や融雪等での利用後には浄化放流し自然へ帰すことから地下水は循環していると言えます。よって、採水ということだけで課税することに対し気になる場所が残ります。SDGs（No6）の観点では、安全な水を持続可能な管理をする必要を謳っている。 ・ 地下水を採水する行為に税負担を求めるのは難しいと思う。 	
山梨県農業協同組合中央会	<p>地下水の採水の状況は、様々であり一律の採水行為に課税することは、公平な課税方法としては問題があると考えます。</p> <p>特に、農業分野においては、古くから各家庭の飲用井戸との共用で作物の栽培に必要最小限の地下水を利用している状況にあること、畑に散水し自然界に循環されるものであることから、対象外とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、大規模工場の進出に伴い地下水が下がり、農産物の栽培に支障をきたしている事例も聞かれます。特に最近の高温による異常気象においては、地熱の上昇、干ばつ等により夜温が下がらず、果実等の品質の低下も課題となっています。</p> <p>大規模な地下水利用者とは、個別に協定等を結び、企業版ふるさと納税制度の活用など様々な方法で税負担を求めていくことが適当と考えます。</p>	<p>農業における地下水の使用と全く使用目的が異なると考えられます。地下水をそのまま、あるいは主成分として、製品化（商品と）して販売することに対しては課税することが適当と考えます。</p> <p>これらの商品は、販売価格のうち、地下水の価値が大部分を占めているからです。</p> <p>酒税と同様に製造現場から移出（出荷）時に課税することで、広く安価な課税になると考えます。</p>

県内関係団体名	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
山梨県中小企業団体中央会	<p>現在、地下水を採水して事業利用している中小・小規模事業者あるいは水道事業者を対象に課税することは、事業者のコスト増や一般県民の水道利用料アップにつながることから、広く理解を得にくいと思われる。</p> <p>県外企業の進出を阻害する可能性もあるが、将来的に、大量に採水する事業者に対しては採水量に課税するような制度の導入が望ましい。</p>	<p>国民あるいは県民の共有財産である地下水を飲料用に県外移出するという形で事業利用して収益をあげている企業に対して課税する方法が、一番実現可能性が高いと思われる。</p> <p>現在、輸送コストの点から全国各地の大消費地に近いところで、ミネラルウォーター事業者がそれぞれ事業を行うようになっており、本県が課税を行なっても、事業者の県外移転が急激に進むとは思われないし、新規進出が大幅に減るとは思われない。</p> <p>普通税として徴収した場合も、本県の自然環境保護に活用するという用途にある程度限定したほうが、理解を得やすいと思う。</p>
山梨県商工会連合会	<p>○反対 （反対理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水を直接の商品としていない多くの業種に対しても広く課税をすることは混乱と不満を招くことになり、商品として利益をあげている業種との間の“公平”の理念に反するのではないか。 課税対象が膨大な数となり、税収に比べて課税や徴収のための経費の比率が高くなることが予想されることから、“簡素”の理念に反するのではないか。 	<p>○賛成（条件付き） （賛成理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民共有の財産である地下水を、直接の商品として利益を得ている行為に対し課税することは、県民にとって納得性がある。 課税や徴収の仕組みが簡素であり、経費も低く抑えられる。 <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務状況が脆弱な中小・小規模事業者に配慮した免税点としていただきたい。 山梨県民に還元される税であるという観点から、県内本社企業に対する軽減税率等の配慮をお願いしたい。
山梨県経営者協会	<p>○課税の公平性はあるが、汲み上げた地下水の計量が正しく行われるのか疑問であり、これが担保されなければかえって不公平になりかねない。</p> <p>○地下水の使用のみで課税されることになると、企業にとってはコスト増となり、県内への企業進出や新規事業の創設等の妨げになる。</p> <p>○県内の住民や事業所は、既に水源の涵養等を目的とした森林環境税を納付しており、類似の税負担には理解が得られにくい。</p>	<p>○県内で採水される地下水は、山梨県の自然環境とそれを維持してきた県民の努力の賜物であり、その価値に対して税負担を求めることは一定の理解ができる。</p> <p>○ミネラルウォーターや清涼飲料水など、地下水を主な原料とする飲料への課税であれば、移出量の把握が容易であり、課税対象における不公平感はない。</p> <p>○特定の事業者への課税という考えではなく、山梨県の地下水を原料とする飲料を評価し、愛飲いただく皆様に広くご負担いただくものと捉えている。</p>

県内関係団体名	案A（地下水の採水行為に対する課税）	案B（地下水の移出行為に対する課税）
山梨経済同友会	<p>○地下水を利用する全ての事業者に税金を課すことは、その目的も不明確であり、県民の納得も到底得られないものとする。</p> <p>○地下水の利用実態として、水道がその54%を占めるという事を考えあわせると、この案は検討する意義も見いだせないものとする。</p> <p>○さらにこの税の徴収を考えた場合、吐出口50cm以下の水道管にもその取水量を把握する必要があるが、それは現実的とは思えない。</p> <p>◎従って案Aについてはその主旨、目的、徴税方法から言って、適切ではないと判断する。</p>	<p>○本県の人口、面積規模に比べて、ミネラルウォーターのシェアが突出して高いことは、その水に経済的な価値があり需要がある、という観点は同意である。</p> <p>○しかしその価値のある山梨県の強味に対して税金を課すことは、この利用に対するブレーキを掛ける県としてのネガティブな意思表示となる。それは事業者の山梨県での事業運営の意欲を削ぐものであり、山梨県経済にとってはマイナスとなるものであろう。</p> <p>○むしろその強みを最大限活用し、山梨県経済の活性化、ブランド力強化に利用していくことが、ひいては税収を増やすことになると思う。</p> <p>◎従って案Bについては、現在は環境側面から税により地下水採取を抑制する必要がない、という前提で言えば、山梨県の貴重な強みを失わせる政策と言え、導入には反対せざるを得ない。</p>
山梨県商工会議所連合会	<p>まず、当組織は、甲府商工会議所と富士吉田商工会議所で組織しており、両会議所とも総合経済団体であり単一業界の組織でないことからA・B案両方に関係してくる事業者が数多く会員として入会していることを前提として回答する。財政が厳しい山梨県が自主財源確保する目的で、独自の税体系を確立しようとすることは理解できるものの、近年消費増税をはじめ、最低賃金のアップを含めた人件費の上昇や働き方改革による間接的な負担など事業者、特に中小・小規模事業者への社会的負担は増える一方である。更に、コロナ禍が追い打ちをかけて、厳しさが増している状況においては、A・B案にかかわらず、事業者に対して増税となる当制度に積極的に賛成意見を言う立場にはない。</p> <p>・多くの事業者が地下水を工業用水や農業用水などとして利用しており、採水行為に対して課税されることは会員事業者にとって死活問題となることは明らかで、山梨県だけではなく全国すべての地域が関連する問題となる。</p> <p>・仮に制度化されるようなことになれば、山梨県の企業誘致競争力の低下要因となり、中小・小規模事業者、農業従事者等多くの事業者に悪影響を及ぼすことになる。</p>	<p>・全国各地に影響を及ぼすため、山梨県独自の法定外税として扱うべきではない。</p> <p>・山梨県の新たな税制によって公正な企業競争力を失わせてはならない。</p> <p>・商品への価格転嫁は市場競争力を低下させる。</p> <p>・甲府、富士吉田両商工会議所の会員には、ミネラルウォーターの関係事業者が多く、移出行為への課税に対しても賛成できる立場にない。</p>